

第四次かごしま市食育推進計画

【案】

鹿 児 島 市

《 目 次 》

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 SDGsとの関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 本市の食育に関する現状及び課題 4

- 1 現状及び課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 第三次かごしま市食育推進計画目標値における最終評価・・ 15
- 3 食育に関する市民意識調査実施概要・・・・・・・・・・ 16

第3章 計画の基本理念等 17

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第4章 施策の展開 19

- 1 基本目標別の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 基本目標1
 - 幅広い知識で取り組む食育・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 食の情報発信と連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 口腔・栄養分野における食育の推進・・・・・・・・ 20
 - (3) 食環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 基本目標2
 - 生涯を通じた食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (1) 家庭における食育の推進・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 学校・保育所等における食育の推進・・・・・・・・ 24
 - (3) 地域社会における食育の推進・・・・・・・・・・ 25
 - 基本目標3
 - 持続可能な食を支える食育の推進・・・・・・・・・・ 27
 - (1) 地産地消及び農林漁業体験の推進・・・・・・・・ 27

(2) 食文化継承につながる取組の推進	28
(3) 環境に配慮した食育の推進	29
2 鹿児島市の主な事業等一覧	31

第5章 計画の数値目標	34
--------------------	-----------

第6章 計画の推進体制	35
--------------------	-----------

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

近年のライフスタイル^{※①}の多様化に伴い、「食」をめぐるさまざまな問題が生じている中、国は平成17年7月に「食育基本法」を施行しました。食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められているとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、わたしたちの生活は大きく変化しています。感染予防のため外出する機会は減少し、共食^{※②}の機会も大幅に減少しています。一方で、在宅時間が増加したことにより、家庭での共食の機会や料理をする機会は増加し、食を見直す契機ともなっています。

このような状況の中で、国は食育基本法に基づき、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画（令和3年度からおおむね5年間）」を作成し、食育推進に取り組んでいます。

本市では、平成21年3月に「かごしま市食育推進計画(平成21年～25年度)」、平成26年3月には「第二次かごしま市食育推進計画(平成26年～30年度)」、平成31年3月には「第三次かごしま市食育推進計画(平成31年～33年度)」(以下「第三次計画」という。)を策定し、恵まれた自然環境と豊かな食材を有する特性を生かして、家庭や地域、保育所・幼稚園・小中学校、食に関わる関係機関・団体などと連携して食育の推進に取り組んできました。

この第三次計画の計画期間が終了することから、これまでの進捗状況や本市の食をめぐる現状、課題などを踏まえ、「第四次かごしま市食育推進計画」(以下「第四次計画」という。)を策定するものです。

第四次計画では、知識の普及・定着から実践へとシフトし、3つの基本目標を見直しました。第三次計画までに定着した食に関する知識を基に、市民一人ひとりが自ら判断し実践していくことを目指しています。

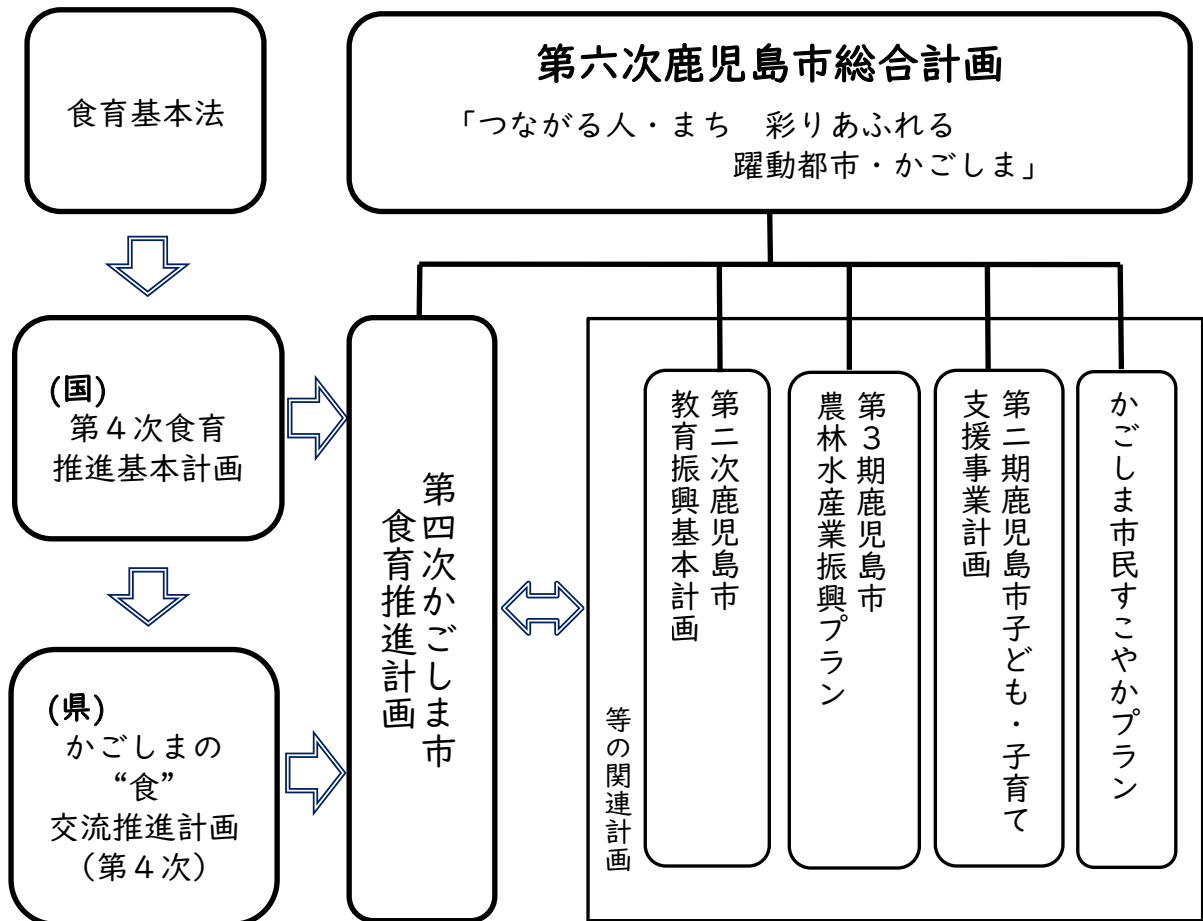
※①ライフスタイル：生活の様式・仕方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

※②共食：誰かと共に食事をし、コミュニケーションを図ること。

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、本市における食育の推進に関する施策について定めるものです。

また、本市の行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



3. SDGs との関連



平成27年9月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げています。SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」など食育と関係が深い目標があります。

また、食育の推進は、国の「SDGsアクションプラン2021（令和2年12月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）」の中に位置づけられており、SDGsの達成に寄与するものであり、本計画においても、SDGsのゴール達成に向け、本市の食育を推進していきます。

4. 計画期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。